

あいち外国人の日本語教育推進会議の傍聴について

1 傍聴人の決定

会議の傍聴人は、愛知県民文化部長社会活動推進課多文化共生推進室長（以下「多文化共生推進室長」という。）が決定する。

2 傍聴人の定員

会議の傍聴人の定員は、会場の収容人数等を考慮し、10 人を下回らない定員を、会議の都度、多文化共生推進室長が定める。

3 傍聴の申込み

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、傍聴申込書(様式1)により、多文化共生推進室長に申し込むものとする。
- (2) 傍聴の申込みは、会議当日の開会予定時刻の 30 分前から開始し、開会予定時刻の 10 分前に締め切る。ただし、定員に余裕がある場合は、開会までは定員に達するまで受け付ける。
- (3) 傍聴の申込みは、会場で受け付ける。

4 定員超過時の取扱い

締切時に傍聴希望者が定員を超えている場合は、傍聴申込書提出者のうちから、抽選により傍聴人を定員まで決定する。

5 傍聴証等の交付

- (1) 傍聴人には、傍聴証兼傍聴人心得(様式2)及び会議資料又はその概要を交付する。
- (2) 傍聴人は、必ず傍聴証を携帯して、会議開会予定時刻までに傍聴席に着席し、傍聴人心得を遵守するものとする。

6 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 傍聴人心得を遵守せず、多文化共生推進室長の指示に従わない者
- (5) その他議事の妨害又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

7 写真、動画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、写真、動画等の撮影及び録音をしてはならない。ただし、特に多文化共生推進室長が許可した場合は、この限りではない。

8 傍聴者への指示

- (1) 多文化共生推進室長は、これに定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができる。
- (2) 多文化共生推進室長は、傍聴人がこの要領又は多文化共生推進室長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退席を命ずることができるものとする。